

新型コロナウイルス感染症に関する各種情報

各種イベントの開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市報掲載イベントが中止・延期する場合があります。イベント開催の可否については、各問い合わせ先にお問い合わせください。また、中止のイベントについては、随時市ホームページに掲載しますのでご確認ください。
<https://www.city.handa.lg.jp/hoken-c/kenko/kenko/ncov-event.html>
※施設の休館情報などその他の情報についても、市ホームページをご確認ください



国民健康保険の傷病手当金を支給します

【問い合わせ】国保年金課 ☎ 84-0661

- 対象者** 国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、療養のため仕事ができない方（会社等に雇われていて、給与の支払いを受けている方に限る）
- 支給額** （直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2／3×対象日数（※）
※仕事ができなくなった日から3日を経過した日以降で、仕事に就くことを予定していた日数ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します。
- 適用期間** 令和2年1月1日から9月30日の間
（ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで）
- 申請方法** まずは電話で国保年金課へ相談してください。その後、国保年金課へ申請書を提出してください。申請には、医師の証明書（医療機関を受診した場合のみ必要。有料です。）及び事業主の証明書の添付が必要です。
- ※詳しくは、国保年金課までご相談ください。

納税が困難な方へ 徴収猶予を受けることができます

【問い合わせ】収納課 ☎ 84-0625

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等の収入に相当の減少があった方は、税の徴収猶予を受けることができます。猶予期間中の納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的な納付が可能です。担保は不要で、延滞金はありません。

- 対象者** 以下のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象です。
①令和2年2月以降（1か月以上）、事業収入が前年同月期に比べて20%以上減少。
②一時に納付が困難。この判断は、少なくとも向こう半年間の事業等の資金を考慮します。
- 対象となる税** 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市で取扱う税（市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）が対象（このうち納期限が過ぎた税等含む）。
- 申請方法** 収入の減少及び今後の収支見込みが分かる資料を収納課まで提出してください。提出が難しい場合はご相談ください。
- ※関係法令が国会で議決し、施行後から開始となります。